

令和5年度 相模原市立相模台中学校

いじめ防止基本方針

相模原市立相模台中学校

令和5年4月1日

相模原市立相模台中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】 <気力と気品に満ちた台中生> 「自主自律」「ONE≠ALL」

- ①「夢と志」を持ち、将来への希望や目標を持つ生徒。
- ②自ら考え、自ら判断し、自ら行動できる生徒。
- ③10年後の自己実現と社会貢献を目指し、他者と協働して将来の社会を担う一員となり得る生徒。
- ④他人の痛みがわかる生徒。
- ⑤多様性を認め合いながら生活することのできる生徒。

【家庭・地域との連携】

社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すため PTA や地域の関係団体などと連携をはかり、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。オープンウィークを毎月設け、開かれた学校を目指す。

【校内組織】

相模台中学校いじめ防止対策委員会
＜役割＞
学期に1回以上開催し、学校内においていじめ防止等の組織的な取り組みを推進する。
＜構成員＞
校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援学級主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

状況に応じて、青少年相談センター、児童相談所、南子育て支援センター、警察、医療機関などと適切な連携をはかり、ケース会議などを行なう。そのため平素から情報共有体制を構築しておく。

【いじめの未然防止】 いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめにむかわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り（ソーシャルスキルトレーニングなど）を行なう。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。（異学年交流など）
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実、体験教育の推進をする。
- (4) いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知を図る。

【いじめの早期発見】 日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。（休み時間の様子・一行日記など）
- (2) 定期的なアンケート調査（年に三回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行なうことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行なう。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

1. いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

- (1) いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送ることができるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。
- (2) 学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携を極的に行なう。
- (3) 内外を問わず、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速かつ組織的な対処を柱に、いじめのない安全な学校づくりを目指し、学校基本目標である「気力と気品に満ちた台中生」の育成をはかる。

2. いじめの防止等の対策のための組織

以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- (1) 組織名称： 相模台中学校いじめ防止対策委員会
- (2) 構 成 員： 校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任
特別支援学級主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、
青少年教育カウンセラー
※状況に応じて学級担任、当該学年職員、外部専門家なども加わる。
- (3) 委員会の取組内容
 - ①いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取り組み
 - ②いじめを受けた生徒や保護者に対する相談と支援
 - ③いじめを行なった生徒に対する指導と保護者に対する助言
 - ④その他いじめの防止に関すること

3. いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行なう。
 - ①「学びの集団」を意識し「わかるから楽しい授業の創造」をめざした授業づくりとグループ学習、少人数学習、TTなどの充実
 - ②話し合いのルール徹底と話し合い活動の充実
 - ③学活などでのソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①ふれあい活動（異学年交流）やボランティア活動などの生徒の自主的かつ所属感・成就感が持てる活動の充実
 - ②生徒会を中心とした「台中生宣言」を実践する活動
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ①道徳教育の充実：全教科・全領域において、中学校道徳内容（22のキーワード）を意識した年間指導計画を作成
 - ②人権教育の充実：3年間サイクルでの年間テーマ（生命—平和—世界）を設定、講演会や展示の充実、道徳教育とのリンク
 - ③第一学年での福祉体験学習、生き方講話の実施
 - ④第二学年での職場体験学習、職業講話の実施
 - ⑤小学校との美術・図工作品の交流展覧会、小学生の体験授業、小学生の部活動見学、小学校との合唱交流会等の実施

- (4) いじめ（SNS上によるものを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①校内研修：生徒支援、学級活動、支援教育、特別支援教育、学校保健
 - ②全校集会、学級活動における担当職員からの講話
 - ③SNS上のいじめについて、保護者会、学級懇談会においての啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①地域でのボランティア活動
 - ②地区懇談会
 - ③学校評議員会

4. いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子
 - ②個人ノートや個人面談により把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ①アンケートの実施：各学期1回、年3回
 - ②教育相談：各学期1回、年3回
 - ③チャンス相談の定着
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行なうことができる体制を整備する。
- ①相談窓口の周知

青少年教育カウンセラー	：042-741-7986	（直通）
いじめ相談ダイヤル	：042-707-7053	
ヤングテレホン	：042-755-2552	
こころの電話	：042-769-9819	
いじめ110番	：0466-81-8111	
 - ②保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5. いじめの対処

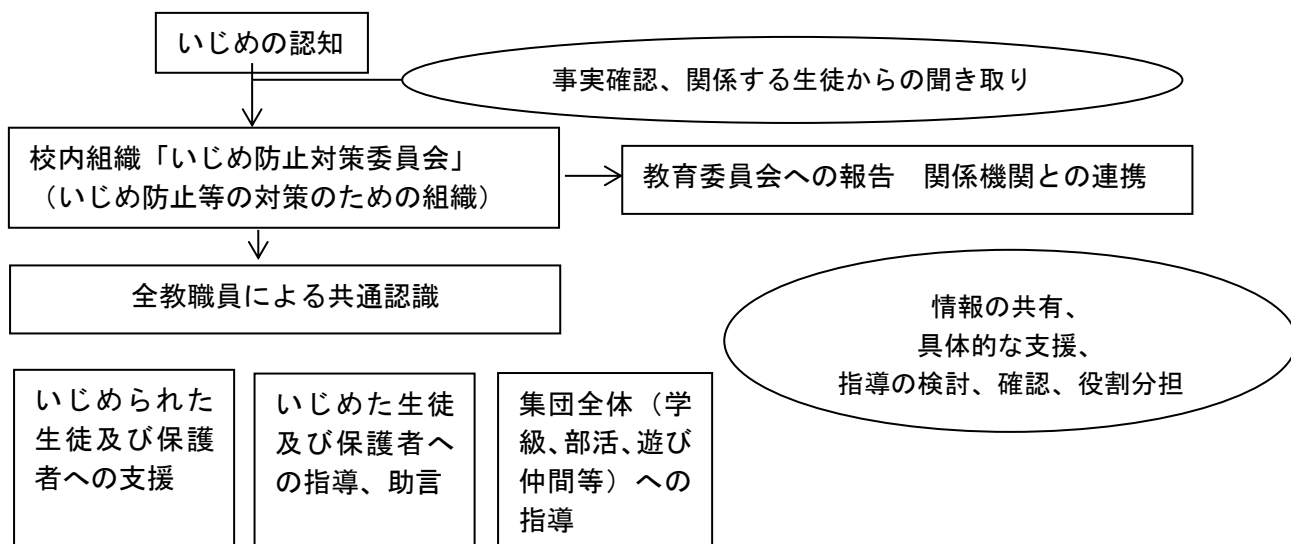
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- ①校内の「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - ②すみやかに事実確認を行ない、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活動、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行なう。
 - ③インターネット等を通じて行なわれる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行ない、関係機関等に協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 相模原南警察署、県警察少年相談・保護センター
- 青少年相談員
- 児童相談所、南子育て支援センター

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」及び平成 25 年 10 月 11 日付「いじめの防止等のための基本的な方針」で以下のように定義・説明されている。

重大事態とは

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、例えば以下のケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(注) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。調査は事実関係を明確にするために行なう。いつから、誰から、どのような態様で、関係する生徒の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。

(2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報提供する。

7. その他

(1) 資料の引き継ぎを確実にしない、年度や担当者がかわっても、継続的な対応ができるようにする。

(2) 年度末には、いじめ防止や早期発見、いじめへの対応などの取り組みについて学校全体で点検・検証し、必要に応じて見直す。